

議 事 概 要

会議の名称 平成29年度第3回長久手市国民健康保険運営協議会

開催日時 平成29年12月21日(木) 午後1時30分から午後3時まで

開催場所 エコハウス多目的室

出席者氏名

被保険者代表委員	松原 純二
被保険者代表委員	村田 昌克
被保険者代表委員	坂崎 立子
国民健康保険医代表委員	塚本 正美
国民健康保険歯科医代表委員	西村 成弘
国民健康保険薬剤師代表委員	大木 剛
公益代表委員	土方 義信
公益代表委員	近藤 了子
事務局 福祉部長	中西 直起
福祉部次長	成瀬 拓
保険医療課長	林 元美
同課長補佐兼国保年金係長	名久井 洋一
同係専門員	下菌 のぞみ

傍聴者人数 2名

会議の公開・非公開 公開

議題

国民健康保険税の税率改定案について

問い合わせ先 長久手市福祉部保険医療課国保年金係

電話 0561-56-0618

議 事 録

1 あいさつ 福祉部長 中西 直起

2 議事録署名者の指名

長久手市国民健康保険条例施行規則第6条第2項の規定により、坂崎立子委員、大木剛委員を指名。

3 議題

国民健康保険税の税率改定案について

事務局説明 資料により、保険税率改定スケジュール、所得階層別世帯数、国保加入者の推移、年齢階級別医療費、保険税率改定案について説明。

質疑応答・意見等

会長 まず資料2から6について、何か質問、ご意見はありますか。

会長 資料3の所得階層という所得とは個人ではなく世帯の所得ですか。

事務局 保険税を計算する場合は世帯の国保加入者の所得額を合計して算出しますので、資料3の所得階層も世帯所得で表示しています。

会長 資料6を見ると平成20年度から後期高齢者支援金分が課税されていることが分かります。しかし、平成19年度と平成20年度を比較すると平成19年度に医療給付費分が5.5%課税されていたものが、平成20年度には医療給付費分4.3%、後期高齢者支援金分が1.2%となっており、新たに支出するものが増えているのに、被保険者の負担は実質かわっていないのですね。

事務局 そうです。平成20年度の改正では医療給付費分の税率を引き下げることにより被保険者の負担が増えないような税率改正を行っています。

委員 資料4で被保険者数が減少していますが、これは市内に大型商業施設ができたことが関係しているのですか。

事務局 被保険者数の減少は本市に限ったことではなく、全国的な傾向です。社会保険の適用範囲が拡大したことが影響していると考えられます。

会長 定年の延長も影響しているのかもしれませんがね。

会長 資料2を見ると近隣で資産割があるのは豊明市だけなのですね。そして、資産割がない市町はその分、均等割が1万円程度高くなっていますね。資産割がなくなれば、均等割がこのくらい増えるのは仕方が

ないと考えるべきなのでしょうか。

事務局　今まで長久手市は所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で課税していました。このうち所得割、資産割は払う能力に応じて負担してもらう応能割です。均等割、平等割は全員に一定の金額を負担してもらう応益割となっています。現在、長久手市は応能割と応益割が約6対4の割合となっています。標準保険料率ではこれを5対5に近づけていく方針となっています。そのため、資産割を廃止する分、所得割だけではなく均等割、平等割も増額していきます。

会長　平成29年度の均等割額を標準保険料率と比べると、資産割がない東郷町、日進市などは大きな差はありませんが、資産割がある長久手市や豊明市はずいぶん低くなっていますね。これを標準保険料率に近づけていく必要があるということですね。そこで所得割も含め保険税をどのように改正していくのかということが資料1で説明されているのですね。

会長　資料2から6について他に質問等がなければ、続いて資料1についての質問、ご意見を伺いたいと思います。

委員　「保険税率改定にかかる所得階層別の保険税額の変化」で示されている改定後の保険税額は5年後のものですか。

事務局　この資料で示している改定後の保険税額は平成30年度のものです。

会長　固定資産がない世帯は増税となる傾向ですね。逆に、所得100万円未満の7割軽減対象世帯で固定資産がある世帯は、保険税が下がるのですね。所得がなければ、所得割はかからないから所得割率があがっても影響はなく、資産割がなくなった分、減額になるということですね。

事務局　そうです。所得割が課税されていない世帯は、固定資産を持っていれば資産割の分が減額となります。そしてたとえ固定資産がなくても7割軽減対象世帯では、世帯4人でも年間3,700円の増額にとどまります。

現在、資産割が課税されている世帯は全体の50.4%ですので、資産割廃止の影響を受ける世帯と受けない世帯があります。

会長　100万円以上200万円未満の欄を見ると、4人世帯のみ2割軽減の対象となっていますが、これは4人世帯にしては所得が低いので軽減の対象になるということですか。

事務局　はい。軽減判定所得は世帯の人数によって基準が定められていますので、世帯の人数が多ければ、軽減判定所得も高くなり、より高い所得でも軽減の対象となります。4人世帯であれば所得229万円以下

の世帯が軽減対象となっています。

会長 所得が低い世帯は軽減がかかるので、税率改定の影響が少ないので
すね。

委員 国民健康保険の財源確保の仕組みや標準保険料率など県単位で色々
なことが決められていくと、健康作りなど医療費を減らすための市町
村独自の取組がなくなるのでしょうか。仕方がないことなのかもしれ
ませんが。

事務局 これまでは市単位で、所得などに応じて被保険者に保険税の負担を
していただき国民健康保険を運営していました。今後はそれを県単位
で、納付金という形で各市町村から集めた財源で運営することになり
ます。前回の会議でもお示ししましたが、参考資料1のように所得水
準と医療費水準に応じ各市町村の納付金が決めます。各市町村は
その納付金を賄えるように保険税率を定めていくこととなります。標
準保険料率はその参考となるものです。

また、保険者努力支援制度により、様々な指標（特定健診受診率、
保健指導実施率、収納率等）により交付金を受けることができますの
で、市町村独自の取組により保険税負担を抑えることが可能となっ
ています。

会長 資料1で平成30年度の1人あたり保険税調定額を見ると93,157円
となっています。参考資料1で長久手市の1人あたり納付金額を見
ると140,447円です。この差額は一般会計からの繰入や基金からの繰入
で賄うということですか。

事務局 実際は納付金を納付するための財源だけでなく、保健事業などに
かかる費用も必要ですので、その必要な金額から公費で賄う金額を差
引いた分を保険税で集めることとなります。保険税収が不足する分は
一般会計からの法定外繰入金で補うこととなります。すべてを保険税
で賄おうとすると大きな負担増となってしまうので、5年間で段階
的に保険税を引き上げ、法定外繰入金を削減していくこととしています。

会長 納付金の額は毎年変更されるのですか。

事務局 平成30年度納付金の額は平成28年度の所得や医療費の状況によ
り決められています。このように毎年、納付金の額が決定されます。
それに伴い、保険税改定案も毎年見直します。

委員 来年度から保険税が上がるということですが、未納者に対する対策
等はどのようになりますか。

事務局 来年度の税率改定に伴い収納対策を強化するということは考えてい
ません。また、県で統一的な収納対策をとるということはありません。

会長 その他、委員の皆様、意見等はございませんか。

本日は、国民健康保険税の税率改定案の提案がありました。資料1のとおり今後5年をかけて段階的に保険税を引き上げていくということです。

委員の皆様、この国民健康保険税の税率の改定案について、了承するというところでよろしいでしょうか。

それでは、事務局は、本日、了承したこの改定案に沿って、国民健康保険税条例の改正（案）を作成し、次回の国保運営協議会で提案してください。

それでは、本日の議題は以上となります。

事務局 今回は平成34年度までの税率改定案を提示し委員の皆様から了承いただきました。この税率改定案に沿って平成30年度の国民健康保険税条例改定案を作成し、次回の国保運営協議会に諮問したいと考えております。また、平成30年度予算案も合わせて提案いたしますのでよろしくをお願いします。

会長 以上をもちまして、平成29年度第3回長久手市国民健康保険運営協議会を終了とします。委員のみなさま、おつかれさまでした。

午後3時終了

議事録署名者

議事録署名者